

平成 26 年 3 月 27 日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る今後の審議等に関する 原子力規制庁に対する申し入れについて

当社は、敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る今後の審議等に関し、去る 3 月 6 日に原子力規制庁に対しお願いをしましたが、3 月 20 日の原子力規制庁の定例会見における発言を踏まえ、本日、再度、原子力規制庁原子力規制部の小林安全規制管理官（地震・津波安全対策担当）と面談し、副社長の市村より以下の申し入れを改めて行いましたので、お知らせいたします。

【申し入れの内容】

- （１） 3 月 20 日の定例会見において、原子力規制庁は敦賀発電所敷地内破砕帯調査に係る今後の審議等について、昨年 5 月に「活断層である」と判断した 5 人の有識者だけで再び評価を行う方針を示した。これは、幅広い分野の専門家を入れた科学的な議論の場を求めてきた、これまでの当社の要望を全く踏まえていないものであり、再検討をお願いした。
- （２） 敦賀については、いわゆる「見直し」審議であり、他地域とは審議の意義付けが全く異なるものである。従って、評価会合及びピアレビューのやり方、位置付け等については、「見直し」審議に合致したものとすべきである。こうした観点から、当社はこの「見直し」審議については、先般の現地調査に参加したピアレビューも入れて、また当社も参加して、議論を尽くせる場にして頂くよう要望した。特に、一旦結論を出した 5 人の有識者だけによる「見直し」審議については、中立性・公正性の観点から問題があると考えている。
- （３） 以上の観点から、原子力規制委員会に対しては、去る 3 月 6 日に今後の審議等に関し当社がお願いした事柄について十分考慮して頂くようお願いするとともに、特に、今後の審議の具体的な進め方や議論の仕方についてはよく相談させて頂きたい旨、重ねて要請した。

以 上